

確定拠出年金法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（第一条関係）	
【平成二十八年七月一日施行】	1
確定拠出年金法（抄）（第二条関係）	
【平成二十九年一月一日又は平成三十年一月一日施行】	4
確定拠出年金法（抄）（第三条関係）	
【二年以内で政令で定める日施行】	19
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）（第四条関係）	
【平成二十八年七月一日又は二年以内で政令で定める日施行】	42
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）（第五条関係）	
【二年以内で政令で定める日施行】	50
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）（第六条関係）	
【平成二十八年七月一日、平成二十九年一月一日又は二年以内で政令で定める日施行】	58
国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）（第七条関係）	
【平成二十九年一月一日施行】	62

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）抄（第一条関係）（平成二十八年七月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（情報収集等業務及び資料提供等業務の委託）</p> <p>第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（运营管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務（以下「資料提供等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。</p> <p>（企業年金連合会の業務の特例）</p> <p>第四十八条の三 企業年金連合会は、確定給付企業年金法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、<u>情報収集等業務及び資料提供等業務を行うことができる。</u></p> <p>（区分経理）</p> <p>第四十八条の四 企業年金連合会は、<u>情報収集等業務及び資料提供等業務</u></p>	<p>（情報収集等業務の委託）</p> <p>第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（运营管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。</p> <p>（企業年金連合会の業務の特例）</p> <p>第四十八条の三 企業年金連合会は、確定給付企業年金法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、<u>情報収集等業務を行うことができる。</u></p> <p>（区分経理）</p> <p>第四十八条の四 企業年金連合会は、<u>情報収集等業務に係る経理について</u></p>

に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

い。

(確定給付企業年金法の適用)

第四十八条の五 第四十八条の三の規定により企業年金連合会の情報収集等業務又は資料提供等業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第二百一十一条中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第四十八条の三」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

第三条 当分の間、次の各号(第四号厚生年金被保険者である場合にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当する者又は継続個人型年金運用指図者(企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし(第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。)、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者(当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者(同項第二号に掲げる者である場合にあつては、第四号厚生年金被保険者を除く。))に該当している者に限る。)であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したものをいう。第六号において同じ。)であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものは、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関

は、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(確定給付企業年金法の適用)

第四十八条の五 第四十八条の三の規定により企業年金連合会の情報収集等業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第二百一十一条中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第四十八条の三」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者又は継続個人型年金運用指図者(企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし(第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。)、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者(当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。))であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したものをいう。第六号において同じ。)であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものは、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退

一時金の支給を請求することができる。

一〇七 (略)

二〇五 (略)

一〇七 (略)

二〇五 (略)

確定拠出年金法 抄 (第二条関係) (平成二十九年一月一日又は平成三十年一月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～5 (略) 6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者をいい、「<u>第一号等厚生年金被保険者</u>」とは、厚生年金保険の被保険者のうち厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「<u>第一号厚生年金被保険者</u>」)と いう。(又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「<u>第四号厚生年金被保険者</u>」)という。)をいう。 7～13 (略) (規約の承認) 第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>(企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保</u></p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「<u>第一号厚生年金被保険者</u>」)という。)又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「<u>第四号厚生年金被保険者</u>」と<u>に</u>限る。)をいう。 7～13 (略) (規約の承認) 第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u></p>

険者であつた者で六十歳に達した日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 (略)

七 事業主が拠出する掛金（以下「事業主掛金」という。）の額の算定方法その他その拠出に関する事項

七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める

であつた者で六十歳に達した日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 二以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 (略)

七 事業主が拠出する掛金（以下「事業主掛金」という。）の額の算定方法に関する事項

七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、当該掛金

場合にあつては、当該掛金（以下「企業型年金加入者掛金」という。

）の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

七の三 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定めな
い場合であつて、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となるこ
とができることを定めるときは、その旨

八〇十二（略）

（承認の基準等）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において
、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同
項の承認をするものとする。

一（略）

二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加
入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資
格は、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確
定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定す
る確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用さ
れる者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでない
こと。

二の二八（略）

2（略）

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認
を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用

（以下「企業型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方
法その他その拠出に関する事項

（新設）

八〇十二（略）

（承認の基準等）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において
、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同
項の承認をするものとする。

一（略）

二 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入
者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格
は、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定
給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する
確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用され
る者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこ
と。

二の二八（略）

2（略）

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認
を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用

される第一号等厚生年金被保険者に周知させなければならない。

4 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

5 厚生労働大臣は、前条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項の承認をしたときは、厚生労働省令で定める事項を連合会に通知しなければならない。

(規約の変更)

第五条 (略)

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 (略)

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一号等厚生年金被保険者」とあるのは、「第一号等厚生年金被保険者(企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。)」と、同条第五項中「について」とあるのは「について当該事項に係る」と読み替えるものとする。

される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(新設)

(新設)

(規約の変更)

第五条 (略)

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 (略)

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは、「厚生年金保険の被保険者(企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。)」と読み替えるものとする。

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であつた者で六十歳以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)(のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者となしない。

(資格取得の時期)

第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一・二 (略)

三 実施事業所に使用される者が、第一号等厚生年金被保険者となつたとき。

四 (略)

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者であつた者で六十歳以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)(のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者となしない。

(資格取得の時期)

第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一・二 (略)

三 実施事業所に使用される者が、厚生年金保険の被保険者となつたとき。

四 (略)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 三 (略)

四 第一号等厚生年金被保険者でなくなったとき。

五 六 (略)

(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)

第十九条 事業主は、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出する。

2 (略)

3 企業型年金加入者は、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に自ら掛金を拠出することができる。

4 (略)

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る一年間の事業主掛金の額(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 三 (略)

四 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。

五 六 (略)

(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 (略)

3 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4 (略)

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同じ。)は

じ。)(の総額は、拠出限度額(一年間に拠出することができる事業主掛金の額の総額)の上限として、企業型年金加入者の確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(事業主掛金の納付)

第二十一条 事業主は、事業主掛金を企業型年金規約で定める日までに資産管理機関に納付するものとする。

2 (略)

(企業型年金加入者掛金の納付)

第二十一条の二 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、企業型年金加入者掛金を企業型年金規約で定める日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

2 (略)

(企業型年金加入者掛金の源泉控除)

第二十一条の三 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる。

2 (略)

、拠出限度額(一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限)として、企業型年金加入者の確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(事業主掛金の納付)

第二十一条 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付するものとする。

2 (略)

(企業型年金加入者掛金の納付)

第二十一条の二 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

2 (略)

(企業型年金加入者掛金の源泉控除)

第二十一条の三 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金(当該企業型年金加入者がある実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金)を給与から控除することができる。

2 (略)

(支給要件)

第三十二条 企業型年金加入者であつた者であつて次の各号に掲げるもの
(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の
障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又
は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、厚生労働省
令で定めるところにより、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金
の支給を請求することができる。

一 六 (略)

2・3 (略)

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業
所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合
があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で
組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数
を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならな
い。

2 (略)

3 第四条第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の終了の承認の申
請があつた場合について準用する。

(規約の承認)

第五十五条 (略)

(支給要件)

第三十二条 企業型年金加入者であつた者であつて次の各号に掲げるもの
(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の
障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又
は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記録
関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

一 六 (略)

2・3 (略)

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業
所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合が
あるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組
織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代
表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認の申請があつ
た場合について準用する。

(規約の承認)

第五十五条 (略)

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

四 個人型年金加入者が拠出する掛金(以下「個人型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五 (略)

六 個人型年金の給付(第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二及び第百十三条第一項において「連合会移換者」という。)に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。)の額及びその支給の方法に関する事項

七・八 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法第八十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者(以下こ

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

四 個人型年金加入者が拠出する掛金(以下「個人型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法に関する事項

五 (略)

六 個人型年金の給付(第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二において「連合会移換者」という。)に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。)の額及びその支給の方法に関する事項

七・八 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法第八十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。)

これらの者を「保険料免除者」という。）を除く。）

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）（その他政令で定める者）（第三項第七号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

三 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者

2 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第五号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一～三 (略)

(削る)

四 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。

五 保険料免除者となったとき。

六 農業者年金の被保険者となったとき。

(削る)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者その他政令で定める者）（第三項第九号において「企業年金等対象者」という。）を除く。）

(新設)

2 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一～三 (略)

四 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者となったとき。

五 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。

六 国民年金法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）（第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の第二項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七 農業者年金の被保険者となったとき。

八 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は第四号

七 企業型年金等対象者となったとき。

4 (略)

(個人型年金運用指図者)

第六十四条 第六十二条第三項各号(第一号及び第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)は、個人型年金運用指図者とする。

2 5 (略)

(個人型年金加入者掛金)

第六十八条 個人型年金加入者は、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出する。

(削る)

2 (略)

(拠出限度額)

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は、拠出限度額(一年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総額)の上限

厚生年金被保険者となったとき。

九 企業年金等対象者となったとき。

4 (略)

(個人型年金運用指図者)

第六十四条 第六十二条第三項各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)は、個人型年金運用指図者とする。

2 5 (略)

(個人型年金加入者掛金)

第六十八条 個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十九条第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。)についてのみ行うことができる。

3 (略)

(拠出限度額)

第六十九条 個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額(一月につき拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の上限)として、個人型年金

として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。））又は第三号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）の区別をいう。）及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（個人型年金加入者掛金の納付）

第七十条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2）4（略）

（個人型年金加入者掛金の源泉控除）

第七十一条 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、個人型年金加入者掛金を給与から控除することができる。

2（略）

（国民年金法の適用）

第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国

加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。））又は第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）の区別をいう。）及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（個人型年金加入者掛金の納付）

第七十条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2）4（略）

（個人型年金加入者掛金の源泉控除）

第七十一条 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の個人型年金加入者掛金（第二号加入者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

2（略）

（国民年金法の適用）

第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国

民年金法第三十七條の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による連合会の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七條の十二第二項中「及び国民年金基金制度」とあるのは「並びに国民年金基金制度及び確定拠出年金制度」と、同法第三十七條の十五第二項第四号中「国民年金基金制度」とあるのは「国民年金基金制度及び確定拠出年金制度」と、同法第三十七條の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三十八條の表第五條（第二項）（第十二條第二項を準用する部分を除く。）、第四項ただし書及び第五項を除く。の項中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」と、同法第四十二條第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六條第三項に規定する個人型年金規約（次項において「個人型年金規約」という。）」と、同法第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同法第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令（確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。）」と、「事業」とあるのは「事業（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。）」と、同法第四十五條第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 (略)

(届出)

民年金法第三十七條の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による連合会の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七條の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三十八條の表第五條（第二項）（第十二條第二項を準用する部分を除く。）、第四項ただし書及び第五項を除く。の項中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」と、同法第四十二條第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六條第三項に規定する個人型年金規約（次項において「個人型年金規約」という。）」と、同法第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同法第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令（確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。）」と、「事業」とあるのは「事業（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。）」と、同法第四十五條第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 (略)

(届出)

第百十三條 企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会（企業型年金運用指図者であつて当該企業型年金に個人別管理資産があるものが死亡した場合にあつては、当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等）に届け出なければならない。

2（略）

附則

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

第百十三條 個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会（受給権者が死亡した場合にあつては、当該受給権を裁定した者）に届け出なければならない。

2（略）

附則

第三条 当分の間、次の各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当する者又は継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者（同項第二号に掲げる者である場合にあつては、第四号厚生年金被保険者を除く。）に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したものをいう。第六号において同じ。）であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものは、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退

<p>一 保険料免除者であること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。</p> <p>五 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>一時金の支給を請求することができる。</p> <p>一 六十歳未満であること。</p> <p>二 企業型年金加入者でないこと。</p> <p>三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日(継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日)から起算して二年を経過していないこと。</p> <p>七 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。</p> <p>2 5 (略)</p>
--	--

確定拠出年金法 抄 (第三条関係) (二年以内で政令で定める日施行)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 企業型年金</p> <p>第一節(第七節) (略)</p> <p>第八節 雑則(第四十八条の二 第五十四条の六)</p> <p>第三章(第八章) (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の承認)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(次項及び第五項、第四十七条第五号、第五十四条の五、第五十五条第二項第四号の二、第七十条、第七十一条並びに第七十八条を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 企業型年金</p> <p>第一節(第七節) (略)</p> <p>第八節 雑則(第四十八条の二 第五十四条の三)</p> <p>第三章(第八章) (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の承認)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(第四十七条第五号、第七十条、第七十一条及び第七十八条を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所</p>

- 二 (略)
- 二の二 第五項に規定する簡易企業型年金を実施する場合にあつては、
その旨
- 三七八 (略)
- 八の二 第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあつては、指定運用方法の提示に関する事項
- 八の三 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項
- 九十二 (略)
- 4 第一項の承認を受けようとする厚生年金適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該承認に係る申請書に、次に掲げる書類(当該事業主が運営管理業務の全部を行う場合にあつては、第四号に掲げる書類を除く。)を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 実施する企業型年金に係る規約
 - 二 第一項の同意を得たことを証する書類
 - 三 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)又は退職手当制度を実施しているときは、当該確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類
- 四 運営管理業務の委託に係る契約書

- 二 (略)
- (新設)
- 三七八 (略)
- (新設)
- (新設)
- 九十二 (略)
- (新設)

五 第八条第二項に規定する資産管理契約の契約書

六 その他厚生労働省令で定める書類

5 厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金（第十九条第二項及び第二十三条第一項において「簡易企業型年金」という。）について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類（厚生労働省令で定める書類に限る。）の添付を省略することができる。

一 実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者（厚生労働省令で定める者を除く。）が実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有すること。

二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が百人以下であること。

三 その他厚生労働省令で定める要件

6 前各項に定めるもののほか、企業型年金に係る規約の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の基準等）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 （略）

二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加

（新設）

（新設）

（承認の基準等）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 （略）

二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加

入者となることについて一定の資格を定めた場合であつて、当該実施事業所において確定給付企業年金又は退職手当制度を実施しているときは、当該資格は、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

二の二～三の二（略）

四 提示される運用の方法の数及び種類について、第二十三条第一項及び第二項の規定に反しないこと。

五～八（略）

2～5（略）

（運営管理業務の委託）

第七条（略）

2・3（略）

4 事業主は、第一項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合（第二項の規定により再委託した場合を含む。）は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

二の二～三の二（略）

四 提示される運用の方法の数又は種類について、第二十三条第一項の規定に反しないこと。

五～八（略）

2～5（略）

（運営管理業務の委託）

第七条（略）

2・3（略）

（新設）

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)

第十九条 (略)

2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるものとする。ただし、簡易企業型年金に係る事業主掛金の額については、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定める額とする。

3・4 (略)

(事業主の責務)

第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に對し、これらの者が行う第二十五條第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五條第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三條 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの(次條第一項において「対象運

(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)

第十九条 (略)

2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

3・4 (略)

(事業主の責務)

第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に對し、これらの者が行う第二十五條第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五條第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三條 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるとこ

用方法」という。()を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあつては、二以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

一〇六 (略)

2 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならない。

3 企業型運用関連運営管理機関等は、前二項の規定により運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

(指定運用方法の選定)

第二十三条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、前条第一項の規定により提示する運用の方法のほか、対象運用方法のうちから一の運用の方法を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。

2 前項の規定により選定した運用の方法(以下「指定運用方法」という。)は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。

るに従つて少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法(第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。)のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

2 企業型運用関連運営管理機関等は、前項の運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

(新設)

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により指定運用方法を選定する場合について準用する。

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十四条 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十三条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が第二十五条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

(指定運用方法に係る情報の提供)

第二十四条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を選定し、提示した場合は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならない。

- 一 指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性
- 二 指定運用方法を選定した理由
- 三 第二十五条の二第二項の事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(運用の指図)

第二十五条 (略)

2 前項の運用の指図(以下この章において単に「運用の指図」という。

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十四条 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

(新設)

(運用の指図)

第二十五条 (略)

2 前項の運用の指図は、提示運用方法の中から一又は二以上の方法を選

()は、第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法(第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示された場合にあつては、当該指定運用方法を含む。以下この条において同じ。)(第二十六条第一項において「提示運用方法」という。)の中から一又は二以上の運用の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連連運営管理機関等に示すことによつて行うものとする。

3 企業型記録関連連運営管理機関等は、運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた運用の指図を第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4 (略)

(指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例)

第二十五条の二 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して三月以上で企業型年金規約で定める期間(次項において「特定期間」という。)を経過してもなお企業型記録関連連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連連運営管理機関等は、同項の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

一 第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されている場合であつて、企業型年金加入者_イがその資格を取得したとき、その後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛金(次号及び第三項におい

扱ひ、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連連運営管理機関等に示すことによつて行うものとする。

3 企業型記録関連連運営管理機関等は、第一項の運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた同項の運用の指図を第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4 (略)

(新設)

て「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日

二 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であつて、第二十条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されたとき、その後最初に事業主掛金等の納付が行われた日

2 前項の規定による通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から二週間以上で企業型年金規約で定める期間（次項において「猶予期間」という。）を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

3 前項の「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、第一項の規定による通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される事業主掛金等について運用の指図が行われていないものをいう。

（運用の方法の除外に係る同意）

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等（以下この条において「除外運用方法指図者」という。）（所在が明らかでない者を除く。）の三分の二以上の同意を得なければならぬ。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しよ

（運用の方法の除外に係る同意）

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならぬ。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

うとするときは、この限りでない。

2 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から三週間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

3 企業型運用関連運営管理機関等は、第一項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。

4 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。

(他の制度の資産等の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第五十四条の三 第五十四条第一項又は前条第一項の規定により移換される資産又は脱退一時金相当額等がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「及び同日後」とあるのは、「同日後」と、「をいう」とあるのは「及び同日後に第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により移換される資産又は脱退一時金相当額等について運用の指図が行われていないものをいう」とする。

(確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十四条の四 企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型

（新設）

年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができ

る。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

（退職金共済契約の被共済者となつた者等の個人別管理資産の移換）

第五十四条の五 実施事業所の事業主が会社法（平成十七年法律第八十六

（新設）

号）その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この条において「合併等」という。）をした場合であつて、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第一条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であつた者の同意を得て、当該企業型年金の資産管理機関に独立行政法人勤労者退職金共済機構（次条において「機構」という。）への当該同意を得た企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の移換を申し出ることが

できる。

(政令への委任)

第五十四条の六 第五十四条から前条までに定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等並びに確定給付企業年金の資産管理運用機関等及び機構への個人別管理資産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

(規約の承認)

第五十五条 (略)

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 四 (略)

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が百人以下のものをいう。以下この章において同じ。

一)が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあっては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に關する事項

五 (略)

五の二 第七十三条において準用する第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあっては、指定運用方法

(政令への委任)

第五十四条の三 前二条に定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

(規約の承認)

第五十五条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 四 (略)

(新設)

五 (略)

(新設)

の提示に関する事項

五の三 第七十三条において準用する第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあっては、除外に係る手続に関する事項

六 個人型年金の給付（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者の資格を取得した者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者を除く。第七十三条の二及び第百十三条第一項において「連合会移換者」という。）に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。）の額及びその支給の方法に関する事項

七・八（略）

（承認の基準等）

第五十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一（略）

二 提示される運用の方法の数及び種類について、第七十三条において準用する第二十三条第一項及び第二項の規定に反しないこと。

三～五（略）

2・3（略）

（中小事業主掛金）

（新設）

六 個人型年金の給付（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二及び第百十三条第一項において「連合会移換者」という。）に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。）の額及びその支給の方法に関する事項

七・八（略）

（承認の基準等）

第五十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一（略）

二 提示される運用の方法の数又は種類について、第七十三条において準用する第二十三条第一項の規定に反しないこと。

三～五（略）

2・3（略）

第六十八条の二 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者で

(新設)

ある個人型年金加入者が前条第一項の規定により掛金を拠出する場合)
第七十条第二項の規定により当該中小事業主を介して納付を行う場合に
限る。)は、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合
があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組
織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代
表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年一回以上、定期
的に、掛金を拠出することができる。

2 中小事業主は、前項の規定による掛金(以下「中小事業主掛金」とい
う。)を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者につ
いて、一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業
主は、同項の同意を得なければならない。

3 中小事業主が前項の資格を定める場合にあつては、当該資格は、特定
の者について不当に差別的なものであってはならない。

4 中小事業主掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、中小
事業主が決定し、又は変更する。

5 中小事業主は、前項の規定により中小事業主掛金の額を決定し、若し
くは変更したとき、又は中小事業主掛金を拠出しないこととなつたとき
は、厚生労働省令で定めるところにより、中小事業主掛金の拠出の対象
となる者に通知しなければならない。

6 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、厚生労
働省令で定めるところにより、その名称、住所その他厚生労働省令で定
める事項を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があつたとき、中小事業主掛金を拠出しないこととなつたときその他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならぬ。

(拠出限度額)

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。)の総額は、拠出限度額(一年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別(第一号加入者(個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。)、第二号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。))、第三号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。))及び国民年金基金の掛金の額等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(中小事業主掛金の納付)

第七十条の二 中小事業主は、第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出するときは、個人型年金規約で定めるところにより、連合会に納付するものとする。

2 前条第四項の規定は、連合会が前項の規定により中小事業主掛金の納付を受けた場合について準用する。

(拠出限度額)

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は、拠出限度額(一年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別(第一号加入者(個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。)、第二号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。))、第三号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。))及び国民年金基金の掛金の額等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(新設)

(個人型年金加入者掛金の源泉控除)

第七十一条 第七十条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、個人型年金加入者掛金を給与から控除することができる。

2 (略)

(脱退一時金相当額等の移換)

第七十四条の二 (略)

2 (略)

(削る)

(脱退一時金相当額等の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第七十四条の三 第二十五条の二の規定は、前条第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

(確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第七十四条の四 個人型年金に個人別管理資産がある者は、確定給付企業

(個人型年金加入者掛金の源泉控除)

第七十一条 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、個人型年金加入者掛金を給与から控除することができる。

2 (略)

(脱退一時金相当額等の移換)

第七十四条の二 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等の移換に
関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、連合会にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

(政令への委任)

第七十四条の五 前三条に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等及び確定給付企業年金の資産管理運用機関等への個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十条 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

- 一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者
- 乙企業型年金の資産管理機関

(新設)

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十条 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

- 一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者
- (乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及び第四号に掲げる者を除く。)
- 乙企業型年金の資産管理機関

二 個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者 連合会

(削る)

(削る)

2 | 前項第一号に掲げる者(企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合であつて、乙企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお乙企業型年金に個人別管理資産があるときは、乙企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

3 | 第八十三条第一項の規定によりその個人別管理資産が連合会に移換された者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、連合会は、当該資格を取得した者の個人

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。) 連合会

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び次号に掲げる者を除く。) 連合会

四 第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 連合会

2 | 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、その者が個人別管理資産の移換を申し出たときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限り、第三号に掲げる者を除く。) 乙企業型年金の資産管理機関

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。) 連合会

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。) 連合会

(新設)

別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

- 4 甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前三項の規定により当該企業型記録関連運営管理機関等に係る者の個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換があつた場合の運用の指図の特例)

- 第八十一条 前条第一項から第三項までの規定により移換される個人別管理資産がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「及び同日後」とあるのは「、同日後」と、「をいう」とあるのは「及び同日後に第八十条第一項から第三項までの規定により移換される個人別管理資産について運用の指図が行われていないものをいう」とする。

(個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換)

- 第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、)が連合会に対し、その個人別管理資産の移換の申出をした場合であつて、当該移換の申出と同時に第六十二条第一項若しくは第六十四条第二項の規定による申出をしたとき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

- 3 甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前二項の規定により当該企業型記録関連運営管理機関等に係る者の個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(新設)

(個人型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換)

- 第八十一条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く、)が第六十二条第一項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

(削る)

2 | 連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(削る)

(個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第八十二条の二 第二十五条の二の規定は、前条第一項の規定により移換される個人別管理資産がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛金等」とあるのは、「第八十二条第一項の規定により移換される個人別管理資産」と読み替え

2 | 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者であつて、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)が第六十二条第一項の申出と同時にその者の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、

当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

3 | 連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(個人型年金運用指図者となった者の個人別管理資産の移換)

第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者が第六十四条第二項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 | 連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(新設)

るものとする。

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五十四条の四、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかつたもの(当該企業型年金の企業型年金運用指図者及び次号に掲げる者を除く。)

二 当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五十四条の四、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかつたもの

2・3 (略)

(事業主への資産の返還)

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第五十四条の四、第八十条、第八十二条若しくは前条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に前三条の規定により移換されなかつたもの(当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。)

二 当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が前三条の規定により移換されなかつたもの

2・3 (略)

(事業主への資産の返還)

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から前条までの規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当

により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、

当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2 (略)

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二條第一項(第七十三條において準用する場合を含む。)の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 (略)

2 確定拠出年金運営管理機関は、第七條第一項若しくは第六十條第一項の規定による委託又は第七條第二項若しくは第六十條第三項の規定による再委託を受けた企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならぬ。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第二百二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2 (略)

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二條(第七十三條において準用する場合を含む。)の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 (略)

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならぬ。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第二百二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

<p>一 (略)</p> <p>二 第二十六条第三項(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしない者</p> <p>三 第二十六条第四項(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者</p> <p>四、七 (略)</p> <p>八 第八十条第四項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反して、通知をしない者</p> <p>九 (略)</p>	<p>一 第六条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 第四十九条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者</p> <p>三 第五十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>四 第五十二条第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>五 第五十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>六 第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第二項又は第八十条第三項の規定に違反して、通知をしない者</p> <p>七 第八十三条第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者</p>
--	--

確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）抄（第四条関係）（平成二十八年七月一日又は二年以内で政令で定める日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〽第八章（略）</p> <p>第九章 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等（第八十二条の二 第八十二条の五）</p> <p>第十章〽第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条の二第六項及び第七項、第八十二条の四第一項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項並びに第九十七条第一項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所</p> <p>二〽九（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〽第八章（略）</p> <p>第九章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第八十二条の二・第八十二条の三）</p> <p>第十章〽第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条の二第四項及び第五項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項並びに第九十七条第一項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所</p> <p>二〽九（略）</p>

(掛金の納付)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第十七条第一項又は第三十一条の四第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(第八十二条の四第一項及び第八十二条の五第一項において「機構」という。)から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けたときは、これらの金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。

(確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例)

第七十八条の二 確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合又は基金が二以上の事業主により設立された場合において、事業主等が一の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であつて次に掲げる要件を満たすときは、前条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認(確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可)を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。

一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められること。

(掛金の納付)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第十七条第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。

(新設)

二 基金の場合にあつては、基金の加入者の数が、当該実施事業所を減少させた後においても、第十二条第一項第四号（基金を共同して設立している場合にあつては、同項第五号）の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることを見込まれること。

三 当該実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあつては、規約において、当該減少に係る実施事業所の事業主が、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち当該規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）

第七十九条 事業主等（以下この条において「移転事業主等」という。）は、確定給付企業年金（以下この条において「移転確定給付企業年金」という。）の実施事業所（政令で定める場合にあつては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。）が他の確定給付企業年金（以下この条において「承継確定給付企業年金」という。）の実施事業所となつてるとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可。以下この項において同じ。）を受けて、承継確定給付企業年金の事業主等（以下この条において「承継事業主等」という。）に、当該実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。ただし、当該加入者等の同意を

（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）

第七十九条 事業主等（以下この条において「移転事業主等」という。）は、確定給付企業年金（以下この条において「移転確定給付企業年金」という。）の実施事業所（政令で定める場合にあつては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。）が他の確定給付企業年金（以下この条において「承継確定給付企業年金」という。）の実施事業所となつてるとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可）を受けて、承継確定給付企業年金の事業主等（以下この条において「承継事業主等」という。）に、当該実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

得た場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、当該同意を得た加入者等に係る当該権利義務の移転を申し出ることができる。

2 承継事業主等は、前項本文の規定による申出があつたときは厚生労働大臣の承認（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可）を受けて、同項本文の権利義務を承継し、同項ただし書の規定による申出があつたときは移転確定給付企業年金の加入者等の同意を得て、同項ただし書の権利義務を承継することができる。

3～5 （略）

（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第八十一条の二 確定給付企業年金（以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。）の中途脱退者（当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限り。）をいう。以下同じ。）は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 承継事業主等は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可）を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3～5 （略）

（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第八十一条の二 確定給付企業年金（以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。）の中途脱退者（当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。）は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2/5 (略)

第九章 確定給付企業年金と確定拠出年金との移行等

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)

第八十二条の二 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第六項において同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号口に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以下この条において「移換加入者」という。)となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者(以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。)の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意及び移換加入者以外の加入者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 第一項の規定による積立金の移換に伴いその使用される加入者の全て

2/5 (略)

第九章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)

第八十二条の二 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第四項において同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号口に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以下この条において「移換加入者」という。)となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

(新設)

が移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合には、第二項の規定にかかわらず、その使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所については、当該移換加入者以外の加入者の同意を要しない。

5| 事業主等は、第一項の規定によりその資産管理運用機関等が積立金の一部を移換したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

6| 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「もの」とあるのは、「もの及び第八十二条の二第六項の規定により移換されたもの」とする。

7| (略)

(確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)

第八十二条の四 実施事業所の事業主が会社法（平成十七年法律第八十六

号）その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生

労働省令で定める行為（以下この項において「合併等」という。）をし

(新設)

4| 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「もの」とあるのは、「もの及び第八十二条の二第四項の規定により移換されたもの」とする。

5| (略)

(新設)

た場合であつて、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者であつた者の同意を得て、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に機構への当該同意を得た加入者であつた者に係る積立金（第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、第八十九条第六項に規定する残余財産）の移換を申し出ることができる。

2 事業主等は、前項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

3 第一項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により残余財産を移換したときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、同項に規定する終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

（確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から確定給付企業年金への資産の移換）

第八十二条の五 事業主等は、その資産管理運用機関等が確定拠出年金法第五十四条の四第二項若しくは第七十四条の四第二項の規定によりこれらの項に規定する個人別管理資産の移換を受けた場合又は中小企業退職金共済法第十七条第一項若しくは第三十一条の四第一項の規定により機

（新設）

構から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

2 事業主等は、前項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該加入者に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節（第五節）（略）</p> <p>第六節 企業年金制度からの移換額の移換等（第三十一条の三・第三十一条の四）</p> <p>第七節 雑則（第三十二条 第三十四条）</p> <p>第三章（第九章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金（第三十一条の三及び第三十一条の四において「確定給付企業年金」という。）、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金（第三十一条の三及び第三十一条の四において「企業型年金」とい</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節（第五節）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六節 雑則（第三十二条 第三十四条）</p> <p>第三章（第九章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一条第二項に規定する企業型年金その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）の実施</p>

う。)(その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの(以下この条において「特定企業年金制度等」という。)(の実施の通知をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等(第三十一条の三及び第三十一条の四において「資産管理機関等」という。)(、確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関)(その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるもの)に引き渡すものとする。

2・3 (略)

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。)(は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員(第三十一条の第一項又は第三十一条の三第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。)(の過去勤務期間(当該申込みを行おうとする者

の通知をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等、確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるもの)に引き渡すものとする。

2・3 (略)

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。)(は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員(第三十一条の第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。)(の過去勤務期間(当該申込みを行おうとする者に雇い入れられた日から退

に雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であった期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。

（ ）の月数（その月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべき全ての者（第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）についてしなければならない。

3～5 （略）

第六節 企業年金制度からの移換額の移換等

（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）

第三十一条の三 事業主（確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしたものに限る。）が、その雇用する加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であった者又は企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であった者を被共済者として退職金共済契約を締結する場合において、次の各号に掲げ

退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であった期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）の月数（その月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべき全ての者（第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）についてなければならない。

3～5 （略）

（新設）

（新設）

る者が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該各号に定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該各号に掲げる者との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該資産の移換を受けるものとする。

一 資産管理運用機関等 確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金又は同法第八十九条第六項に規定する残余財産

二 資産管理機関 確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産

2 機構が、前項各号に定める資産の移換を受けた場合において、当該移換を受けた資産の額（以下この条において「移換額」という。）のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者の当該政令で定める額に係る確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間又は確定拠出年金法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間を超えない。

3 移換額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規

定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 十一月以下 当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）
- 二 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該移換額に係る被共済者となった者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者であつた者を被共済者として退職金共済契約を確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をする前から締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の移換を受けなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該移換額）を加算した額とする。

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項（第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定

に關し必要な事項は、政令で定める。

(資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等)

第三十一条の四 共済契約者が会社法(平成十七年法律第八十六号)その

他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為(以下この項において「合併等」という。)をした場合で

あつて、当該合併等により退職金共済契約が第八条第三項第一号の規定に基づき解除された被共済者を加入者とする確定給付企業年金又は企業型年金加入者とする企業型年金を実施するときは、機構は、当該共済契約者が当該被共済者の同意を得て厚生労働省令で定めるところにより行う確定給付企業年金又は企業型年金(厚生労働省令で定めるものに限る。)への解約手当金に相当する額の移換に関する申出に基づき、資産管理運用機関等又は資産管理機関に当該同意を得た被共済者に係る解約手当金に相当する額を移換するものとする。

2 前項の規定による申出があつた場合においては、機構は、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給しないものとする。

3 機構は、第一項の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

一 第一項の規定による申出に係る確定給付企業年金又は確定拠出年金が実施される前に退職又は死亡したとき。

二 前号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。

(新設)

第七節 雑則

(借入金及び財形住宅債券)

第七十五条の二 (略)

2～5 (略)

6 会社法第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

7 (略)

第六節 雑則

(借入金及び財形住宅債券)

第七十五条の二 (略)

2～5 (略)

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

7 (略)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）抄（第六条関係）（平成二十八年七月一日、平成二十九年一月一日又は公布から二年以内で政令で定める日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
附則					
（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）					
第五条（略）					
2（略）					
3 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
改正後確定給付 企業年金法第八 十八条	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
確定拠出年金法 第三条第四項第 三号	以下同じ。）	以下同じ。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成	（新設）	（新設）
附則					
（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）					
第五条（略）					
2（略）					
3 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
改正後確定給付 企業年金法第八 十八条	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

改正後確定拠出	(略)		確定拠出年金法 第四条第一項第 二号		
(略)	(略)		確定給付企業年金	当該確定給付企業年金	
(略)	(略)		確定給付企業年金、存 続厚生年金基金	当該確定給付企業年金 、存続厚生年金基金	二十五年法律第六十三 号。以下「平成二十五 年改正法」という。 附則第三条第十一号に 規定する存続厚生年金 基金（以下「存続厚生 年金基金」という。）

改正後確定拠出	(略)		改正後確定拠出 年金法第四条第 一項第一号		
(略)	(略)			(新設)	
(略)	(略)			(新設)	以下同じ。）、公的年 金制度の健全性及び信 頼性の確保のための厚 生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成 二十五年法律第六十三 号。以下「平成二十五 年改正法」という。） 附則第三条第十一号に 規定する存続厚生年金 基金（以下「存続厚生 年金基金」という。）

年金法第五十四 条の二第二項	確定拠出年金法 第五十五条第二 項第四号の二	及び確定給付企業年金 及び確定給付企業年金及 び存続厚生年金基金	
(略)	(削る)	(削る)	(略)

4 (略)

(存続連合会の業務)

第四十条 (略)

2~7 (略)

8 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第四十八条の二の規定による委託を受けて、情報収集等業務(同条に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。)及び資料提供等業務(同法第四十八条の二に規定する資料提供等業務をいう。次条第三号において同じ。)を行うことができる。

9 (略)

(区分経理)

第四十一条 存続連合会は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理し

年金法第五十四 条の二第二項	(新設)	(新設)	
改正後確定拠出 年金法第六十二 条第一項第二号	企業型年金加入者	企業型年金加入者、存 続厚生年金基金の加入 員	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

4 (略)

(存続連合会の業務)

第四十条 (略)

2~7 (略)

8 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定拠出年金法第四十八条の二の規定による委託を受けて、情報収集等業務(同条に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。)を行うことができる。

9 (略)

(区分経理)

第四十一条 存続連合会は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理し

なければならない。

一・二 (略)

三 前条第八項の規定により行う情報収集等業務及び資料提供等業務

なければならない。

一・二 (略)

三 前条第八項の規定により行う情報収集等業務

国民年金法（昭和二十四年法律第四百十一号）抄（第七条関係）（平成二十九年一月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>第一節 国民年金基金</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 解散及び清算（<u>第三百三十五条</u> <u>第三百三十七条の二の四</u>）</p> <p>第八款 合併及び分割</p> <p>第一目 合併（<u>第三百三十七条の三</u> <u>第三百三十七条の三の六</u>）</p> <p>第二目 分割（<u>第三百三十七条の三の七</u> <u>第三百三十七条の三の十二</u>）</p> <p>第三目 雑則（<u>第三百三十七条の三の十三</u> <u>第三百三十七条の三の十六</u>）</p> <p>第二節 国民年金基金連合会</p> <p>第一款 通則（<u>第三百三十七条の四</u> <u>第三百三十七条の四の三</u>）</p> <p>第二款～第五款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>第一節 国民年金基金</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 解散及び清算（<u>第三百三十五条</u> <u>第三百三十七条の二の四</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 国民年金基金連合会</p> <p>第一款 通則（<u>第三百三十七条の二の五</u> <u>第三百三十七条の四</u>）</p> <p>第二款～第五款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p>

(地区)

第一百八条の二 基金の地区は、地域型基金にあつては、一(第三百三十七
条の三の規定による吸収合併後存続する地域型基金にあつては、一以上
()の都道府県の区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。

2 (略)

(役員)

第二百二十四条 (略)

2 理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の三分の一(第
百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地
域型基金にあつては、二分の一)を超えない範囲内については、代議員
会において、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のう
ちから選挙することができる。

3 9 (略)

(基金の業務)

第二百二十八条 (略)

2 (略)

3 基金は、信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条
又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)、信託
業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和
十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

(地区)

第一百八条の二 基金の地区は、地域型基金にあつては、一(都道府県の
区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。

2 (略)

(役員)

第二百二十四条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の三分の一を
超えない範囲内については、代議員会において、年金に関する学識経験
を有する者のうちから選挙することができる。

3 9 (略)

(基金の業務)

第二百二十八条 (略)

2 (略)

3 基金は、信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条
又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)、信託
業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会(全国を地区
とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項

以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第八項第十二号に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

4～6（略）

（準用規定）

第百三十三条 第十六条及び第二十四条の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十一条の二の規定は、基金が支給する年金及び一時金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、基金について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第二十一条の二中「支払すべき年金給付」とあるのは「支払すべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」と、第二十四条中「老齡基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた

第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第八項第十二号に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

4～6（略）

（準用規定）

第百三十三条 第十六条及び第二十四条の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、基金について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第二十四条中「老齡基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

第八款 合併及び分割

第一目 合併

第三百三十七条の三 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、他の基金と吸収合併（基金が他の基金とする合併であつて、合併により消滅する基金の権利義務の全部を合併後存続する基金に承継させるものをいう。以下この目において同じ。）をすることができる。ただし、地域型基金と職能型基金との吸収合併については、その地区が全国である地域型基金が次条に規定する吸収合併存続基金となる場合を除き、これを行うことができない。

2 合併をする基金は、吸収合併契約を締結しなければならない。

第三百三十七条の三の二 基金が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する基金（第三百三十七条の三の六及び第三百三十七條の三の十五第一項において「吸収合併存続基金」という。）及び吸収合併により消滅する基金（第三百三十七條の三の六及び同項において「吸収合併消滅基金」という。）の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第三百三十七条の三の三 基金は、吸収合併契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。

(新設)

第三百三十七条の三の四 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日(次項において「議決日」という。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(新設)

2 基金は、議決日から第三百三十七条の三第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

第三百三十七条の三の五 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収合併に対して異議を述べなかつたときは、吸収合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三百三十七条の三の六 吸収合併存続基金は、第三百三十七条の三第一項の認可を受けた日に、吸収合併消滅基金の権利義務を承継する。

(新設)

第二目 分割

(新設)

第三百三十七条の三の七 基金は、職能型基金が、その事業に関して有する権利義務であつて次項に規定する吸収分割承継基金となる地域型基金の地区に係るものを当該地域型基金に承継させる場合に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、吸収分割（基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の基金に承継させることをいう。以下同じ。）をすることができる。

(新設)

2 吸収分割をする基金（以下「吸収分割基金」という。）は、当該基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該基金から承継する基金（以下「吸収分割承継基金」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第三百三十七条の三の八 基金が吸収分割をする場合には、吸収分割契約に

(新設)

おいて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割基金及び吸収分割承継基金の名称及び主たる事務所の所在地

二 吸収分割承継基金が吸収分割により吸収分割基金から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第三百三十七条の三の九 基金は、吸収分割契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。

(新設)

第三百三十七条の三の十 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日(次項において「議決日」という。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(新設)

2 基金は、議決日から第三百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

第三百三十七条の三の十一 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三百三十七条の三の十二 吸収分割承継基金は、吸収分割契約の定めに従い、第三百三十七条の三の七第一項の認可を受けた日に、吸収分割基金の権利義務を承継する。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割基金の債権者であつて、前条第一項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割基金に対して債務の履行を請求することができないものとされている場合であつても、吸収分割基金に対して、吸収分割基金が第三百三十七条の三の七第一項の認可を受けた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割基金の債権者であつて、前条第一項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継基金に対して債務の履行を請求することができないものとされている場合であつても、吸収分割承継基金に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第三目 雑則

(新設)

第三百三十七条の三の十三 会社分割に伴つ労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第百三三号)第一条から第八条まで(第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。)及び商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)附則第五条第一項の規定は、前目の規定により

(新設)

吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（第百三十七条の三の十第一項に規定する議決日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「国民年金法第百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十七条の三の十四 民法第百九十八条の九第三項から第五項まで

並びに第百九十八条の十第一項及び第二項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、同法第百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（第百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項）」と読み替えるものとする。

第百三十七条の三の十五 吸収合併存続基金が、第百三十七条の三の六の規定により権利義務を承継したときは、吸収合併存続基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸収合併消滅基金の加入員期間は、吸収

（新設）

（新設）

合併存続基金の加入員期間とみなす。

2 吸収分割承継基金が、第百三十七条の三の十二第一項の規定により権利義務を承継したときは、吸収分割承継基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸収分割基金の加入員期間は、吸収分割承継基金の加入員期間とみなす。

第百三十七条の三の十六 この款に定めるもののほか、基金の合併及び分割に関する必要な事項は、政令で定める。

(連合会)

第百三十七条の四 (略)

(法人格)

第百三十七条の四の二 (略)

2 (略)

(名称)

第百三十七条の四の三 (略)

2 (略)

(評議員会)

第百三十七条の十 (略)

2 (略)

(新設)

(連合会)

第百三十七条の二の五 (略)

(法人格)

第百三十七条の三 (略)

2 (略)

(名称)

第百三十七条の四 (略)

2 (略)

(評議員会)

第百三十七条の十 (略)

2 (略)

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。ただし、特別の事情があるときは、規約で定めるところにより、会員である基金の理事長の過半数の同意を得て、連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱することを妨げない。

4～8 (略)

(役員)

第三百三十七条の十二 (略)

2 理事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員会において、評議員以外の連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。

3～9 (略)

(連合会の業務)

第三百三十七条の十五 (略)

2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業

二 第二百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4～8 (略)

(役員)

第三百三十七条の十二 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員会において、評議員以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。

3～9 (略)

(連合会の業務)

第三百三十七条の十五 (略)

2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業

二 第二百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行うことその他基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業

三 基金への助言又は指導を行う事業その他の基金の行う事業の健全な発展を図るものとして政令で定める事業

四 国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業

3～6 (略)

(準用規定)

第百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十一条の二の規定は、連合会が支給する年金及び一時金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の規定は、連合会が第百三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、第二十一条の二中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

であつて政令で定めるもの

(新設)

(新設)

3～6 (略)

(準用規定)

第百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十一条及び第二十三条の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の規定は、連合会が第百三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第四百四十六条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三百三十七条の三の四第二項又は第三百三十七条の三の十第二項の規定に違反して、書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれらの規定による閲覧を拒んだとき。

三・四 (略)

第四百四十八条 第一百八条第二項又は第三百三十七条の四の三第二項の規定に違反して、国民年金基金という名称又は国民年金基金連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

2~11 (略)

12 第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。第十四項において同じ。)は、第一百六条第一項及び第二項並びに第二百二十七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

13 第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)は、

第四百四十六条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

第四百四十八条 第一百八条第二項又は第三百三十七条の四第二項の規定に違反して、国民年金基金という名称又は国民年金基金連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

2~11 (略)

12 第一項の規定による被保険者(同項第二号に掲げる者に限る。次項において同じ。)は、第一百六条第一項及び第二項並びに第二百二十七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

(新設)

第百二十七条第一項の規定にかかわらず、その者が住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に申し出て、地域型基金又は職能型基金の加入員となることができる。この場合における第百十六条第一項及び第二項並びに第百二十七条第三項の規定の適用については、第百十六条第一項中「有する者」とあるのは「有する者及び有していた者」と、同条第二項中「従事する者」とあるのは「従事する者及び従事していた者」と、第百二十七条第三項第二号中「地域型基金の加入員」とあるのは「地域型基金の加入員（附則第五条第十三項の規定により加入員となつた者を除く。）」と、「職能型基金の加入員」とあるのは「職能型基金の加入員（同項の規定により加入員となつた者を除く。）」とする。

14 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第百三十条第二項（第百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第百三十七条の四に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十四項の規定により読み替えて適用する同法第百三十条第二項に規定する加入

13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第百三十条第二項（第百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第百三十条第二項に規定する

員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。

加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。